

大阪府大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

告 示

- 固定資産評価員の任命 2
- 教育委員会委員の任命 2
- 監査委員の任命 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に
関する公告 3
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 5
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 6
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関する公示 6
- 落札者等の公示 7
- 落札者等の公示 8
- 一般競争入札の執行（統合型地理情報システム機種更新に伴う
サーバ機器及び周辺装置の借入れ） 10
- 一般競争入札の執行（多機能型消防艇「まいしま」の修繕） 13
- 道路の位置指定 15
- 大阪市立姫島こども園の臨時開館及び臨時休館の承認 16
- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている
区域の指定 16
- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている
区域の指定 18
- 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業における使用収
益停止通知の送付にかわる通知内容の公告 19
- 放置自動車の処理 19
- 道路法違反物件の除却 20
- 市道の路線名変更 21
- 市道の区域変更 21
- 市道の供用開始 22
- 長居植物園の供用時間の変更の承認 25
- 甲種防火管理新規講習の開催 25
- 甲種防火管理再講習の開催 26
- 乙種防火管理講習の開催 27
- 防災管理新規講習の開催 28
- 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する
講習の開催 29
- 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

の開催	30
○一般競争入札の執行（情報システム統合基盤サーバ機器類の借 入れ）.....	31
○落札者等の公示	34
○教育長職務代理者の指定の変更	35
○大阪市長選挙に係る選挙の効力に関する異議申出に対する決定 ...	35
公 告	
○一般競争入札の執行（工事廃材等の売払い）.....	38
○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売 払い等）.....	40
○大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区 第4区の候補者の氏名等	44

告 示

大阪市告示第703号

固定資産評価員として、本日次の者を任命した。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹
澤 田 宜 範

（人事室人事課）
（平26. 5 . 2 揭示済）

大阪市告示第704号

本日、次の者を教育委員会委員に任命した。

平成26年 5 月 8 日

大阪市長 橋 下 徹
帯 野 久美子
山 本 晋 次

（人事室人事課）
（平26. 5 . 8 揭示済）

大阪市告示第705号

本日、次の者を監査委員に任命した。

平成26年 5 月 8 日

大阪市長 橋 下 徹

貴 納 順 二

(人事室人事課)

(平26. 5. 8 揭示済)

大阪市告示第729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

(仮称) ライフ清水谷店

大阪市天王寺区清水谷町15-8 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治

東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年 1 月 5 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,985㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**① 駐車場の位置及び収容台数**

位置	収容台数
建物地下1階	30台
建物地下1階東側（自動二輪車）	1台
合計	31台（うち自動二輪車1台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物 1 階北側	72台
建物地下 1 階東側（原動機付自転車）	9 台
合計	81台（うち原動機付自転車 9 台）

③ 荷さばき施設の面積

32㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

11.4㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライフコーポレーション	午前 7 時	翌午前 2 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分から翌午前 2 時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 9 時

2 届出年月日

平成26年 4 月30日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 大阪市天王寺区役所市民協働課

大阪市天王寺区真法院町20番33号 大阪市天王寺区役所 3 階

(2) 期間

平成26年 5 月16日（金）から平成26年 9 月16日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 9 月16日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部地域産業課)

大阪市告示第730号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 3 月 4 日
申請書を受理した日	平成26年 4 月23日
名称	特定非営利活動法人Q u e e r a n d W o m e n ' s R e s o u r c e C e n t e r
代表者の氏名	近藤 由香、井元 哲也、桂木 祥子、西 千鶴、梨谷 美帆
主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満 4 丁目 5 番 5 号—707
定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民や学校、医療機関、企業、行政などに対して、L G B T（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの多様な性を生きる人々の抱える課題とその解決を訴えるための社会教育事業、相談事業、ピアサポート事業を行うことを通じて社会資源となることで、セクシュアリティを自由に表現できる社会を実現することに寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 3 月28日
申請書を受理した日	平成26年 4 月25日
名称	N P O 法人N e t S a f e t y J a p a n
代表者の氏名	熱田 兆輝
主たる事務所の所在地	大阪府中央区南船場 2 丁目12—16
定款に記載された目的	この法人は、現在のインターネット通販における問題点である「一般消費者保護」や「ネット格差」の解消に尽力し、情報化社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第731号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 3月27日
申請書を受理した日	平成26年 4月25日
名称	特定非営利活動法人関西フィルハーモニー管弦楽団
代表者の氏名	井上 礼之
主たる事務所の所在地	大阪市港区弁天1丁目2番4-700 オーク2番街 ハープ館7階
定款に記載された目的	この法人は、あらゆる人々に対して音楽の演奏、 並びに教育に関する事業を行い、音楽文化の普及、 発展、向上に寄与することを目的とする。

（市民局市民活動支援担当）

大阪市告示第732号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定による、仮認定特定非営利活動法人（仮認定NPO法人）として仮認定したので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

名称	特定非営利活動法人ノーベル
代表者の氏名	高 亜希
主たる事務所の所在地	大阪市中央区内本町2-4-12中央内本町ビルデ ィング701
仮認定の有効期間	自平成26年 4月24日 至平成29年 4月23日

定款に記載された目的	この法人は、活動地域で働く母親・父親に対して、地域社会を核にした新しい子育てモデルに基づく保育及び子育てに関する事業を行い、地域の子育て環境の向上、次世代の子育てについての啓発、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。
名称	特定非営利活動法人安全安心科学アカデミー
代表者の氏名	辻本 忠
主たる事務所の所在地	大阪府中央区南船場3丁目3番27号
仮認定の有効期間	自平成26年4月24日 至平成29年4月23日
定款に記載された目的	住民と共に放射線・原子力の問題についてコミュニケーションを図り、エネルギー問題、地球温暖化問題、環境問題、放射線・原子力等に関する諸問題を住民主導で対処できるようにすること。また、国際協力を含め住民より信頼される相談相手となり住民の心の支えとなる人達を育成し、地域安全活動と社会教育の推進に貢献することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第733号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）
⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎財政局税務部管理課（大阪府北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成26年度個人市民税特別徴収税額通知書出力及び封入封緘等処理業務委託（概算契約） ②随意 ③26. 4. 1 ④株式会社コーユービジネス 大阪府中央区南本町1丁目6番20号 ⑤55, 297, 836円 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

◎財政局税務部管理課（大阪府北区中之島1丁目3番20号）

- ①大阪市税務事務システム及び電子申告システム運用保守等支援業務委託
②随意 ③26. 4. 1 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪府北区中之島2

ー 3 - 18 ⑤289, 985, 508円 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号及び政府調達に関する協定第15条第1項(b)

◎財政局税務部管理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成26年度大阪市税務事務システム等再構築に係る移行データ等抽出業務委託 ②随意 ③26. 4. 1 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区中之島2-3-18 ⑤50, 038, 679円 ⑦地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号及び政府調達に関する協定第15条第1項(b)

◎財政局税務部管理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成26年度個人市民税納税通知書（当初分）出力及び封入封緘等処理業務委託（概算契約） ②一般 ③26. 4. 4 ④塚田印刷株式会社大阪営業所 大阪市港区築港3-7-15港振興ビル3階312A号室 ⑤38, 339, 352円 ⑥26. 2. 21

（財政局税務部管理課）

大阪市告示第734号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①アンモニア水（西淀工場ほか4か所） 上半期 概算買入 552, 000kg ②一般 ③26. 3. 10 ④本町化学工業㈱ 大阪支店 大阪市西区阿波座1-7-12 ⑤29, 509, 920円 ⑥26. 1. 10

①かせいソーダ（鶴見工場） 上半期 概算買入 660, 000kg ②一般 ③26. 3. 10 ④愛産商事㈱ 大阪営業所 大阪府中央区道修町2-6-7 ⑤23, 123, 232円 ⑥26. 1. 10

①かせいソーダ（舞洲工場） 上半期 概算買入 810, 000kg ②一般 ③26. 3. 10 ④㈱隅谷商店 東大阪市渋川町2-3-14 ⑤24, 363, 180円 ⑥26. 1. 10

①かせいソーダ（平野工場） 上半期 概算買入 1, 000, 000kg ②一般 ③

26. 3. 10 ④井上孫樹 大阪市西区京町堀 1-7-1 京町ビル ⑤
39,960,000円 ⑥26. 1. 10
- ①高分子凝集剤（中浜下水処理場ほか6か所）上半期 概算買入 194,300kg
②一般 ③26. 3. 10 ④林六樹 大阪市中央区久太郎町 1-5-10 ⑤
64,002,420円 ⑥26. 1. 10
- ①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）上半期 概算買入 199,000kg
②一般 ③26. 3. 10 ④大鳥産業樹 大阪市中央区平野町 4-6-4 メディア
アバードビルディング ⑤65,120,760円 ⑥26. 1. 10
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入
1,680,100kg ②一般 ③26. 3. 10 ④樹 辻本 大阪市平野区瓜破 1-12
-31 ⑤48,810,265円 ⑥26. 1. 10
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入
1,336,700kg ②一般 ③26. 3. 10 ④赤沢産業樹 大阪市東淀川区西淡
路 1-1-32新大阪アークビル ⑤42,587,262円 ⑥26. 1. 10
- ①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場ほか3か所）上半期 概算買
入 975,500kg ②一般 ③26. 3. 10 ④要薬品樹 大阪市西区京町堀 3-
2-7 ⑤30,405,164円 ⑥26. 1. 10
- ①かせいソーダ（舞洲スラッジセンターほか2か所）上半期 概算買入
1,942,200kg ②一般 ③26. 3. 10 ④大鳥産業樹 大阪市中央区平野町 4-
6-4 メディアアバードビルディング ⑤68,171,220円 ⑥26. 1. 10
- ①塩化第一鉄（中浜下水処理場ほか5か所）上半期 概算買入 1,714,400kg
②一般 ③26. 3. 10 ④樹大阪アルギン 大阪市淀川区西中島 3-23-16
セントランドビル ⑤24,995,952円 ⑥26. 1. 10
- ①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入
2,464,400kg ②一般 ③26. 3. 10 ④大鳥産業樹 大阪市中央区平野町 4-
6-4 メディアアバードビルディング ⑤39,923,280円 ⑥26. 1. 10
- ①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場ほか3か所）上半期 概算買入
2,387,400kg ②一般 ③26. 3. 10 ④フジオックス樹 大阪営業所 大阪
市港区弁天 1-2-1 オーク一番街2504 ⑤38,521,176円 ⑥26. 1. 10
- ①揮発油（消防局）第1四半期 買入（単価契約） 104KL ②一般 ③26.
3. 14 ④中川物産樹 愛知県名古屋市中区港区潮見町37-23 ⑤147,960円
⑥26. 1. 17
- ①灯油（環境局）第1四半期 買入（単価契約） 56KL ②一般 ③26. 3.
14 ④旭油業樹 大阪市北区中崎西 1-6-4 ⑤88,884円 ⑥26. 1. 17
- ①揮発油（環境局）第1四半期 買入（単価契約） 144KL ②一般 ③26.
3. 14 ④中川物産樹 愛知県名古屋市中区港区潮見町37-23 ⑤147,312円 ⑥
26. 1. 17
- ①軽油（環境局）第1四半期 買入（単価契約） 314.6KL ②一般 ③26.
3. 14 ④樹 シェル石油大阪発売所 大阪市淀川区西中島 2-11-30ヤマオ
キビル ⑤122,064円 ⑥26. 1. 17

①軽油 第1四半期 買入（単価契約） 52.6KL ②一般 ③26. 3. 14 ④
京阪元山商事(株) 大阪市此花区北港2－4－76 ⑤180,060円 ⑥26. 1. 17
①消防局寝具一式 概算長期借入 2,307,906床 ②一般 ③26. 2. 14 ④
前川(株) 東大阪市御厨東1－3－42 ⑤100,708,282円 ⑥25. 12. 6

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第735号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1－1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び予定数量

統合型地理情報システム機種更新に伴うサーバ機器及び周辺装置 一式
(電子入札対象案件)

(2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成26年11月1日(土)から 平成31年10月31日(木)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年5月30日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること

(5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること

- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくはJISQ27001 (ISO 27001)に準拠したISMS 認証又はこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5月30日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5月30日（金）午後 5 時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（１に同じ）

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
入札書受付期間 平成26年 7月16日（水）から同月17日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
開札予定日時 平成26年 7月18日（金）午前11時30分
場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
入札書受付期間 平成26年 7月18日（金）午前11時から午前11時30分まで
開札予定日時 平成26年 7月18日（金）午前11時30分
場所 大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年 7月17日（木）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年 5月30日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
Servers, etc. for Integrated GIS for organization of the City of Osaka 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 30 May 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 16 July 2014 to 5:00PM, 17 July 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 18 July 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 17 July 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第736号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号 オーク200 1 番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 修繕物品及び数量

多機能型消防艇「まいしま」 一式

(電子入札対象案件)

(2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成26年11月28日 (金)

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5月30日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「39:船舶・航空機・鉄道」で登録していること
- (5) 当該修繕船舶又はこれと類似する船舶と同程度規模の修繕実績を有すること
- (6) 当該船舶の修繕が可能な設備能力を有していること
- (7) 第7平水区域内に、船渠等修繕設備を設けていること、又は借り受け船

渠を確保できること

- (8) 事故発生時等緊急時における連絡体制と、派遣体制（提携業者も含む）が確保されていること
- (9) 造船法（昭和25年法律第129号）第6条に規定する事業の届け出又は、小型造船業法（昭和41年法律第119号）第4条に規定する登録を受けていることの証明書もしくはそれに代わる事項証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年5月30日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年5月30日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（1に同じ）

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年7月16日（水）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年7月18日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年7月18日（金）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成26年7月18日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年7月17日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年

5月30日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be repaired:
Various functions type fireboat 1 boat
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 30 May 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 16 July 2014 to 5:00PM, 17 July 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 18 July 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 17 July 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年 5月 1 日

大阪市指令都計建企 第1001号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
東成区 大今里 2 丁目	36番 5 36番15 36番16 36番17 36番18	m 4.00	m 14.05	袋路状道路

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第738号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立姫島こども園	平成26年 5月18日（日）	午前 9 時から午後 5 時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立姫島こども園	平成26年 5月19日（月）

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）

大阪市告示第739号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

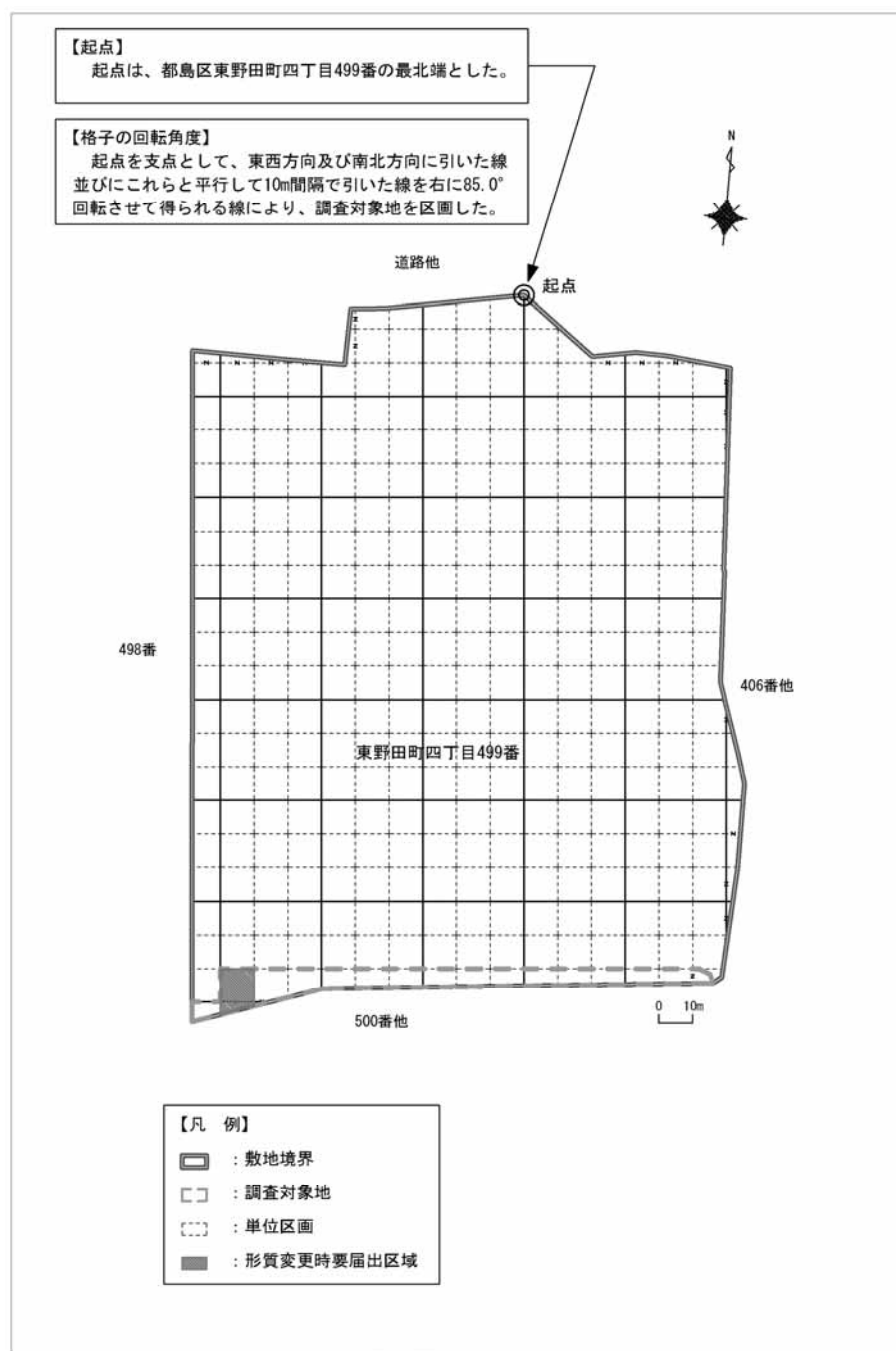
を次のとおり指定する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市都島区東野田町四丁目499番の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準
に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



形質変更時要届出区域平面図

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第740号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

(大阪市東淀川区東淡路五丁目16番の一部)

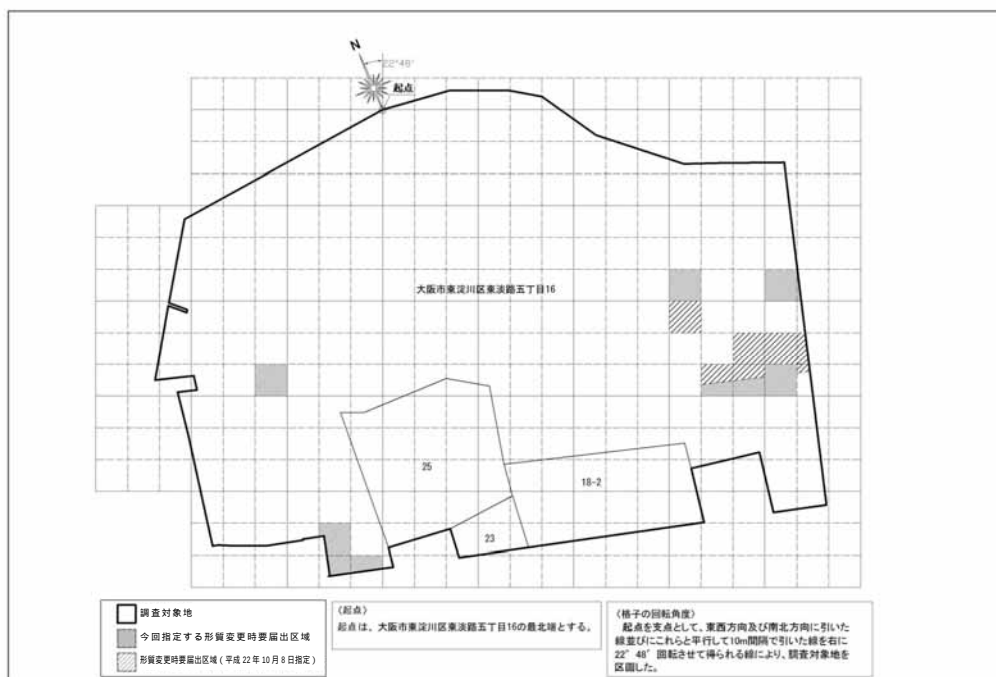
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第741号

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業において、施行者大阪市が次の者に対して発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による宅地の使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成26年 5 月16日

大阪都市計画事業

三国東地区土地区画整理事業

施行者 大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹

氏 名	吉田 隆治
住 所	兵庫県尼崎市武庫之荘 1 丁目22番16号 アコール117 301号
通 知 内 容	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業 施行地区内のあなたが所有する宅地について土地 区画整理法第100条第1項の規定により、使用し、 または収益することを停止する。
使用し、または収益する ことを停止する宅地（大 阪市 淀川区）	町名：西三国 1 丁目 地番：129 地目：宅地 登記簿地積：23.14㎡ 基準地積：23.56㎡
使用し、または収益する ことを停止する日	平成26年 4 月30日

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に当該訴えを提起することができます。

（都市整備局三国東土地区画整理事務所）

大阪市告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公

告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 5月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	大正区三軒家東2丁目9番先
2	自動二輪車 (外国車 銀色)	阿倍野区松崎町3丁目16番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第743号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件(現場において除却勧告書をはっている物件)は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 5月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物 件
天神橋天王寺線	天王寺区下寺町1丁目2番先	リヤカー等
九ノ助橋線	中央区島之内1丁目1番～ 瓦屋町1丁目14番先	布団等
玉造西九条線	中央区島之内1丁目2番～ 瓦屋町1丁目14番先	布団等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第744号

市道の路線名を次のように変更する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

旧	新
東成区第1856号線	旭区第1856号線
東成区第1873号線	旭区第1873号線

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
医科大学前通線	北区中之島3丁目 1番の16地から 同区同 3丁目 1番の16地まで (参考図参照)	旧	m 6.00 ~ 7.30	m 55.07
		新	7.00 ~ 9.83	55.07
中之島線	北区中之島3丁目 1番の17地から 同区同 3丁目 2番の3地まで (参考図参照)	旧	m 7.82 ~ 25.94	m 76.79
		新	10.50 ~ 35.38	76.79
中之島1号線	北区中之島3丁目 1番の16地から 同区同 3丁目	旧	m 4.55 ~ 5.36	m 44.44

	2 番の 3 地まで (参考図参照)	新	5.50	44.44
旭 区 第 1 8 5 6 号 線	旭区生江 3 丁目 59番の 2 地から 同区同 3 丁目 7 番の10地まで (参考図参照)	旧	1.21 m	60.41 m
		新	5.98 ~ 9.02	60.41
旭 区 第 1 8 7 3 号 線	旭区生江 3 丁目 56番の 4 地先から 同区同 3 丁目 31番の 6 地まで (参考図参照)	旧	2.73 m	39.69 m
		新	5.75 ~ 9.57	56.42

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

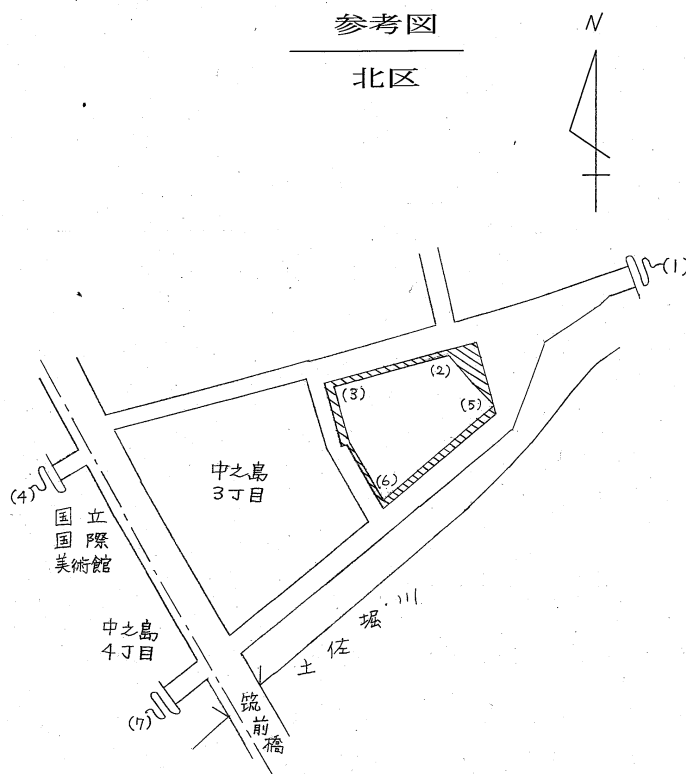
大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	供用開始の期日
医 科 大 学 前 通 線	北区中之島 3 丁目 1 番の16地から 同区同 3 丁目 1 番の16地まで (参考図参照)	告 示 の 日
中 之 島 線	北区中之島 3 丁目 1 番の17地から 同区同 3 丁目 2 番の 3 地まで (参考図参照)	告 示 の 日

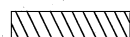
中之島1号線	北区中之島3丁目 1番の16地から 同区同 3丁目 2番の3地まで (参考図参照)	告 示 の 日
旭 第1856号線	旭区生江3丁目 59番の2地から 同区同 3丁目 7番の10地まで (参考図参照)	告 示 の 日
旭 第1873号線	旭区生江3丁目 56番の4地先から 同区同 3丁目 31番の6地まで (参考図参照)	告 示 の 日

参考図

北区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

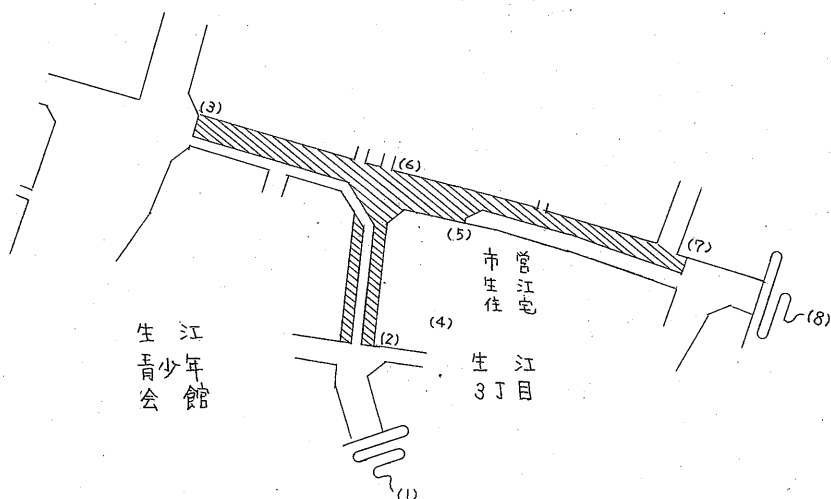
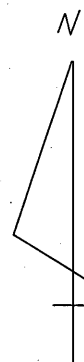
医科大学前通線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

中之島線(1)(7)間のうち(2)(5)間及び(5)(6)間を区域変更する。

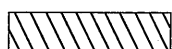
中之島1号線(6)(3)間のうち(6)(3)間を区域変更する。

参考図

旭区



凡 例



新たに道路となる部分

説 明

旭区第1856号線(2)(3)間を区域変更する。

旭区第1873号線(1)(8)間[(2)(4)(5)(7)を経る]のうち(5)

(7)間を(5)(7)間及び(5)(6)間に区域変更する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第747号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 5 月16日

大阪市長 橋 下 徹

供用時間の変更

種類及び名称		位置	供用日	供用時間（変更）
植物園	長居植物園	長居公園内	平成26年 5 月20日（火）から 同年 6 月29日（日）まで （休園日を除く。）	午前 9 時30分から 午後 6 時まで

（建設局公園緑化部南部方面公園事務所）

大阪市（消）告示第19号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成26年 5 月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

1 講 習 の 区 分 甲種防火管理新規講習

2 開 催 日

回 数	開 催 日
第12回	平成26年 7 月 1 日（火）、2 日（水）
第13回	平成26年 7 月12日（土）、13日（日）
第14回	平成26年 7 月22日（火）、23日（水）
第15回	平成26年 7 月31日（木）、 8 月 1 日（金）
第16回	平成26年 8 月14日（木）、15日（金）
第17回	平成26年 8 月18日（月）、19日（火）
第18回	平成26年 8 月26日（火）、27日（水）
第19回	平成26年 8 月30日（土）、31日（日）
第20回	平成26年 9 月 4 日（木）、 5 日（金）
第21回	平成26年 9 月11日（木）、12日（金）
第22回	平成26年 9 月20日（土）、21日（日）
第23回	平成26年 9 月25日（木）、26日（金）
第24回	平成26年10月 4 日（土）、 5 日（日）

第25回	平成26年10月16日（木）、17日（金）
第26回	平成26年10月23日（木）、24日（金）
第27回	平成26年10月30日（木）、31日（金）
第28回	平成26年11月15日（土）、16日（日）
第29回	平成26年11月20日（木）、21日（金）
第30回	平成26年11月27日（木）、28日（金）
第31回	平成26年12月 2日（火）、 3日（水）
第32回	平成26年12月 9日（火）、10日（水）
第33回	平成26年12月20日（土）、21日（日）
第34回	平成26年12月25日（木）、26日（金）

- 3 講 習 時 間 各日とも10時から16時まで
- 4 講 習 場 所 大阪市立阿倍野防災センター 3階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3丁目13番23号
- 5 申 込 受 付 期 間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受 講 対 象 者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
- 7 申 込 方 法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと
(消防局予防部予防課)



大阪市（消）告示第20号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成26年 5月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

- 1 講 習 の 区 分 甲種防火管理再講習
- 2 開催日及び場所

回 数	開 催 日	場 所
第 4 回	平成26年 7月14日（月）午前	大阪市消防局生野分室
第 5 回	平成26年 8月11日（月）午前	大阪市消防局生野分室
第 6 回	平成26年 9月 8日（月）午前	大阪市消防局生野分室
第 7 回	平成26年10月20日（月）午後	大阪市消防局
第 8 回	平成26年11月10日（月）午前	大阪市消防局生野分室

第 9 回	平成26年12月17日（水）午後	阿倍野防災センター
-------	------------------	-----------

- 3 講 習 時 間 (1) 午前（10時から12時まで）
(2) 午後（14時から16時まで）
- 4 講習会場所在地 (1) 大阪市消防局
大阪市西区九条南 1 丁目12番54号
(2) 大阪市消防局生野分室（生野図書館 1 階）
大阪市生野区勝山南 4 丁目 7 番11号
(3) 大阪市立阿倍野防災センター 3 階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号
- 5 申 込 受 付 期 間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受 講 対 象 者 消防法施行令第 4 条の 2 の 2 第 1 号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号）第 2 条の 2 の 2 の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）
- 7 申 込 方 法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと
(消防局予防部予防課)



大阪市（消）告示第21号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3 条第 1 項第 2 号イに規定する乙種防火管理講習を次のとおり開催する。

平成26年 5 月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

- 1 講 習 の 区 分 乙種防火管理講習
- 2 開 催 日

回 数	開 催 日
第 2 回	平成26年 9 月24日（水）
第 3 回	平成26年12月16日（火）

- 3 講 習 時 間 10時から16時まで
- 4 講 習 場 所 大阪市消防局生野分室（生野図書館 1 階）
大阪市生野区勝山南 4 丁目 7 番11号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受 講 対 象 者 受講後、防火管理者に選任された場合、その業務を誠実

に遂行できる地位にある者

- 7 申 込 方 法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

大阪市（消）告示第22号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成26年 5月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

- 1 講 習 の 区 分 防災管理新規講習
2 開催日及び場所

回 数	開 催 日	場 所
第6回	平成26年 7月 8日（火）	大阪市消防局生野分室
第7回	平成26年 7月30日（水）	大阪市消防局生野分室
第8回	平成26年 8月 6日（水）	大阪市消防局生野分室
第9回	平成26年 8月22日（金）	大阪市消防局生野分室
第10回	平成26年 9月17日（水）	大阪市消防局生野分室
第11回	平成26年 9月27日（土）	阿倍野防災センター
第12回	平成26年10月 8日（水）	大阪市消防局生野分室
第13回	平成26年10月27日（月）	大阪市消防局生野分室
第14回	平成26年11月 6日（木）	大阪市消防局生野分室
第15回	平成26年11月26日（水）	大阪市消防局生野分室
第16回	平成26年12月 8日（月）	大阪市消防局生野分室
第17回	平成26年12月22日（月）	大阪市消防局生野分室

- 3 講 習 時 間 10時30分から16時まで
4 講習会場所在地 (1) 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号
(2) 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号
5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
6 受 講 対 象 者 甲種防火管理の資格を有する者で、受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実に遂行できる地位にある者
7 申 込 方 法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要

事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

大阪市（消）告示第23号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成26年 5月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

- 1 講 習 の 区 分 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

- 2 開 催 日

回 数	開 催 日
第 9 回	平成26年 7 月 3 日（木）、4 日（金）
第10回	平成26年 7 月19日（土）、20日（日）
第11回	平成26年 7 月24日（木）、25日（金）
第12回	平成26年 8 月16日（土）、17日（日）
第13回	平成26年 8 月20日（水）、21日（木）
第14回	平成26年 8 月28日（木）、29日（金）
第15回	平成26年 9 月 2 日（火）、3 日（水）
第16回	平成26年 9 月 9 日（火）、10日（水）
第17回	平成26年 9 月18日（木）、19日（金）
第18回	平成26年10月 1 日（水）、2 日（木）
第19回	平成26年10月 9 日（木）、10日（金）
第20回	平成26年10月21日（火）、22日（水）
第21回	平成26年11月11日（火）、12日（水）
第22回	平成26年11月18日（火）、19日（水）
第23回	平成26年11月29日（土）、30日（日）
第24回	平成26年12月 4 日（木）、5 日（金）
第25回	平成26年12月11日（木）、12日（金）
第26回	平成26年12月18日（木）、19日（金）

- 3 講 習 時 間 各日とも 9 時30分から16時30分まで

- 4 講 習 場 所 大阪市立阿倍野防災センター 3 階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目13番23号

- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切る
ことがある。

- 6 受 講 対 象 者 受講後、防災管理者に選任された場合、その業務を誠実

に遂行できる地位にある者

- 7 申 込 方 法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)

大阪市（消）告示第24号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を次のとおり開催する。

平成26年 5月16日

大阪市消防長 打 明 茂 樹

- 1 講 習 の 区 分 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

- 2 開 催 日

回 数	開 催 日	場 所
第 8 回	平成26年 7 月 7 日（月）	大阪市消防局生野分室
第 9 回	平成26年 7 月18日（金）	大阪市消防局
第10回	平成26年 7 月28日（月）	大阪市消防局生野分室
第11回	平成26年 8 月 4 日（月）	大阪市消防局生野分室
第12回	平成26年 8 月13日（水）	大阪市消防局生野分室
第13回	平成26年 8 月25日（月）	大阪市消防局生野分室
第14回	平成26年 9 月 1 日（月）	大阪市消防局生野分室
第15回	平成26年 9 月16日（火）	大阪市消防局
第16回	平成26年 9 月22日（月）	大阪市消防局生野分室
第17回	平成26年10月 6 日（月）	大阪市消防局生野分室
第18回	平成26年10月19日（日）	阿倍野防災センター
第19回	平成26年10月29日（水）	大阪市消防局生野分室
第20回	平成26年11月 7 日（金）	大阪市消防局生野分室
第21回	平成26年11月17日（月）	大阪市消防局
第22回	平成26年11月25日（火）	大阪市消防局生野分室
第23回	平成26年12月 1 日（月）	大阪市消防局生野分室
第24回	平成26年12月15日（月）	大阪市消防局
第25回	平成26年12月24日（水）	大阪市消防局生野分室

- 3 講 習 時 間 14時から17時まで

- 4 講習会場所在地 (1) 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）
大阪市生野区勝山南4丁目7番11号
(2) 大阪市消防局
大阪市西区九条南1丁目12番54号

- (3) 大阪市立阿倍野防災センター 3階研修室
大阪市阿倍野区阿倍野筋 3丁目13番23号
- 5 申込受付期間 告示の日から講習開催日の14日前まで
ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。
- 6 受講対象者 防災管理新規講習を修了した防災管理者
- 7 申込方法 受講希望者は最寄りの消防署で所定の申込用紙に必要な事項を記入のうえ申し込むこと
(消防局予防部予防課)
- ~~~~~

大阪市水道局告示第35号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

- 1 担当部局
〒552-0007 大阪市港区弁天 1丁目2番 1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161
- 2 入札に付する事項
- (1) 長期借入物品及び予定数量
情報システム統合基盤サーバ機器類 (水道局) 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年 3月 1日 (日) から 平成31年 7月31日 (水) ま
で
- (4) 借入場所 入札説明書による。
- 3 入札参加資格
- 次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。
- なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (1に同じ) に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5月30日 (金) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO 27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5月30日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5月30日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（1に同じ）

5 契約条項を示す場所

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟9階
水道局総務部管財課
電話06-6616-5462

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 7月16日（水）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7月18日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 7月18日（金）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7月18日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第

7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年7月17日(木)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年5月30日(金)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
Information system integration platform server equipment (Osaka Municipal Waterworks Bureau) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms

and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 30 May 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 16 July 2014 to 5:00PM, 17 July 2014

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 18 July 2014

③ by post: 5:00PM, 17 July 2014

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第36号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5 月16日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は
契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10）

①水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場）上半期 概算買入 3,577,000kg

②一般 ③26. 3. 17 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪市中央区道修町 2 -
6 - 7 ⑤40,563,180円 ⑥26. 1. 10

①水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場）上半期 概算買入 2,218,000kg

②一般 ③26. 3. 17 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪市中央区道修町 2 -
6 - 7 ⑤25,152,120円 ⑥26. 1. 10

①水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場）上半期 概算買入 1,600,000kg

②一般 ③26. 3. 17 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪市中央区道修町 2 -
6 - 7 ⑤18,144,000円 ⑥26. 1. 10

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）上半期 概算買入 846,000

kg ②一般 ③26. 3. 19 ④A C S T - C S(株) 大阪市中央区道修町 1 - 2
- 17 ⑤49,155,984円 ⑥26. 1. 10

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場 ほか1か所）上半期 概算買
入 1,046,000kg ②一般 ③26. 3. 19 ④井上孫(株) 大阪市西区京町堀 1

- 7 - 1 京町ビル ⑤60,776,784円 ⑥26. 1. 10

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）上半期 概算買入 2,269,000kg

②一般 ③26. 3. 17 ④岡畑産業(株) 大阪支店 大阪市中央区南船場1 - 7 - 11 ⑤86,748,408円 ⑥26. 1. 10

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所）上半期 概算買入
2,681,000kg ②一般 ③26. 3. 17 ④網干産業(株) 大阪営業所 大阪市鶴
見区諸口4丁目8番28号 ⑤110,607,336円 ⑥26. 1. 10

（水道局総務部管財課）

大阪市教育委員会告示第22号

教育長職務代理者の指定（昭和52年大阪市教育委員会告示第3号）を次のとおり変更する。

平成26年 5月 8 日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

教育長職務代理者の指定

次の者を次の順位で教育長の職務代理者に指定する。

第1順位 教育次長の職にある者（総務部、教務部、生涯学習部、学校経営管理センター及び中央図書館に関する事務を担当する者）

第2順位 教育次長の職にある者（指導部及び教育センターに関する事務を担当する者）

大阪市選挙管理委員会告示第16号

平成26年 3月23日執行の大阪市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

平成26年 5月 2 日

大阪市選挙管理委員会
委員長 大屋 登史子

決 定 書

異議申出人
高知県高知市八反町2-2-17
レジデンス藤207号
藤島 利久

上記異議申出人（以下「申出人という。」）から平成26年 4月 7日付けで提起された同年 3月23日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、

当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙は無効である旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- 1 本件選挙において、特定の候補者側から選挙の自由を妨害された結果負傷したことにより、申出人は丸々3日間程度通常選挙運動ができず、結果としてその後の選挙戦に多大な悪影響を及ぼした（要旨1）。
- 2 マスコミが特定の候補者以外の候補者の政策を報道しなかったことから、有権者が錯誤に陥って投票行動に及び、投票結果に異動が生じた虞がある（要旨2）。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件審理において一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じたところ、補正がされ、本件異議申出は適法なものと認められたので、これを受理するものとした。

2 当委員会の判断

およそ選挙の効力に関する争訟においてその選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反して」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に違反しなくても選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行をしたことであると解されている（昭和24年7月13日最高裁判所大法廷判決、昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、この規定に基づき、以下申出人の主張を検討する。

(1) 要旨1について

申出人は、要旨 1 において法第225条の規定による選挙の自由妨害罪に該当する行為があり、本件選挙が無効である旨を主張している。

選挙の効力における争訟において選挙が無効とされるのは、上記のとおり法第205条第 1 項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関とは、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者等を意味し、そもそも特定の候補者側は選挙管理の任にある機関にはあたらない。

仮に特定の候補者側の行為が、申出人が主張するように、法第225条の選挙の自由妨害罪に該当する行為であったとしても、このような選挙罰則に関する規定違反があったことは、選挙の無効原因としての選挙の規定違反に該当しないことは、過去の最高裁判決において確立された考え方である（昭和30年 8 月 9 日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年 2 月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

もっとも、かような違法行為によって、選挙の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正は失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないが、申出人の要旨 1 に関する主張にかかる事実が仮に認められるとしても、これによって選挙区内の選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたとは考えられず、申出人の要旨 1 に関する主張には、理由がない。

(2) 要旨 2 について

上記(1)のとおり、マスコミ等の報道機関は、そもそも選挙管理の任にある機関にはあたらない。さらに、申出人はマスコミが特定の候補者以外の候補者の政策を報道しなかったことから有権者が錯誤に陥ったとする主張について、これを裏付ける具体的事実の主張も証拠の提出も一切していない。

仮に報道の状況において、各候補者の取扱に差異があることは認められるとしても、これはニュース性の相違から生じたものであり、かかる取扱の差異をもって新聞紙、雑誌が表現の自由を濫用し選挙の公正を害する行為（法第148条第 1 項ただし書）を行ったと評価することは出来ない。

また、そもそも法第148条第 1 項ただし書に違反する行為があったとしても、かかる違法は、法第235条の 2 第 1 号による刑事上の責任の原因となるだけであって、法第205条にいう選挙の規定違反ではなく選挙無効の原因となるものではないことは、上記(1)のとおり過去の最高裁判決において確立された考え方である。

もっとも、厳格な意味では選挙の規定違反にあたらない場合でも、選挙の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断によって投票することが妨げられたような場合には、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないが、本件異議申出に適示された事由がこのような例外的な場合に該当するとは考えられず、申出人の要旨 2 に関する

主張には、理由がない。

- 3 以上のとおり、申出人の主張はいずれも失当であって、本件選挙につき
法第205条第1項の無効事由は認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成26年 5月 2 日

大阪市選挙管理委員会
委員長 大屋 登史子
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平26. 5. 2 揭示済)

公 告

大阪市公告第63号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシナス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
工事廃材等 (八尾工場)	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
八尾工場	八尾市上尾町7 - 1	平成26年 5月29日 (木) 午後 2時から午後 3時まで

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者
で復権を得ない者でない旨の誓約書(本市交付)
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成24・25
年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システ
ム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売

払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成26年 5月28日（水）午後 5時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成26年 5月30日（金） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局施設部八尾工場

電話072-923-4226

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課

電話06-6630-3126

(環境局総務部総務課)

大阪市公告第64号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか2自転車保管所古自転車等－5	3 山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等－5	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成26年 6月4日 (水)	午前10時から 午後5時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8丁目3番先
②	平成26年 6月4日 (水)	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			新木津川大橋自転車 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近

			北港自転車保管所	此花区北港2丁目1番付近
--	--	--	----------	--------------

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること。（ただし、平成26年5月30日（金）午後5時30分までは平成24・25年度物品売払入札参加承認または、平成26・27年度物品売払入札参加承認のいずれかを受けていること。）

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年6月3日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度または、平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」または、「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年6月3日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること。また、落札時においても平成26・27年度物品売払入札参加承認証を確

認するので持参すること。

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること。

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成26年6月5日（木） 午前10時

② 平成26年6月5日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。

※ 消費税率は8%で計算すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

（注2）当該案件の落札者が、平成26・27年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていない場合は、入札参加資格を有しない者のした入札

とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が入札日当日中に契約保証金を納付したことを証する書類（契約代金納付期限が入札日当日の場合は契約代金を納付したことを証する書類）を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
また、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結の手続きを行うものとする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (4) 落札者が、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合、大阪市

契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとみなして、落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結を行うものとする。

(建設局総務部経理課)



大阪市職員共済組合公告第6号

大阪市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙区第4区の候補者は、次のとおりであるので公告する。

平成26年 5 月 8 日

大阪市職員共済組合組合会
互選議員補欠選挙第4選挙区
選 挙 長 砂 田 真 吾

記

所属所	職種	氏名	年齢
消防局	消防吏員	中山 健	48歳

(大阪市職員共済組合庶務係)